

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●反社会的勢力との取引解消に向けた取組み		
▼事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-1-2-1(5)		
1	<p>事後検証等の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合の対応例として、「関係の遮断を図るなど」が追加されたが、これは、前払式支払手段のユーザが反社会的勢力であるかどうかについて事後検証等を行い、取引の解消や強制解約等を求める趣旨ではないことを確認したい。前払式支払手段発行者は、犯収法に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届け出義務の対象外であり、前払式支払手段発行者はユーザが反社会的勢力かどうかはもとよりユーザが誰かすら知る手段がない。犯収法の対象外であるにもかかわらず、相手方が反社会的勢力かどうかについて事後検証等を行い、関係遮断まで求めることは法を超える監督運用であり、イノベーションを阻害しかねない。</p>	<p>Ⅱ-1-2にあるとおり、前払式支払手段発行者として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要があると考えます。</p> <p>また、適切な事前審査の実施及び適切な事後検証の実施は、以前から記載されており、今回追加されたものではありません。</p> <p>事前審査及び事後検証は利用者に限ったものではなく、「取引の相手方」には、例えば、加盟店が含まれます。加盟店については、適切な加盟店管理の観点からの事前審査及び事後検証は当然に行われるべきものと考えます。</p>
2	<p>本規定は、犯収法の対象である資金移動業と同一の規定を機械的にコピーしたものと思われるが、犯収法の対象外である前払式支払手段発行者は、取引時確認を行っておらず、したがって取引開始後に事後検証等を行うことも不可能である。犯収法の適用関係が異なるのだから、本規定についても、機械的に転記するのではなく、異なる適用・運用がなされて然るべきだと考える。事後検証を求める本規定はもともと想定する対応が不明な実質的に空文となっており、そもそも本規定は全て削除すべきである。もし削除できないのであれば、事後検証等として具体的にどのような対応が求められるのか、資金移動業との求められるレベル感の違いも含めて、明らかにされたい。</p>	<p>お尋ねの利用者に対する事前審査及び事後検証の実施は、本人の特定が可能である場合には、実施する必要があると考えます。</p>
3	<p>関係遮断を行おうとしても、犯収法上の取引時確認を行っていない以上、ある事業者の前払式支払手段が仮に反社会的勢力の犯罪収益の移転や SNS 詐欺などの犯罪に利用されているとの一般的な情報が寄せられても、どのユーザか特定できなければ、取引解消や強制解約等を行うことは不可能である。捜査機関などの信頼できる公的な機関から、ID等のユーザを具体的に特定した情報の提供を受けた場合についてのみ、取引解消などの関係遮断を図れば良いということを明確化していただきたい。</p>	<p>いずれにせよ、反社会的勢力に対する対応は、政府指針や条例等に従って、一切の関係遮断が必要となっており、その為の態勢整備や対応は確実に実行すべきと考えます。</p>

▼事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-1-2-1(5)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-1-3-1(5)		
4	「関係遮断」とあるが、例えば、取引の解消、強制解約などの対応が求められるとの認識で良いか。その場合、チャージ残高は、どのように取り扱うことを想定しているか。当該反社会的勢力に返金しても良いのか。	「関係遮断」を実施するための対応は、各事業者において検討し、約款や契約等に従って対応されるものと考えますが、当該対応の検討に当たっては、反社会的勢力への利益供与にならないように配慮する必要があります。
●受取証書の交付		
▼事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-2-1-1(4)		
5	「受取証書」の電磁的な交付について、意思表示を撤回した場合に利用者が不利益を被らないように留意とあるが、実務では、「当該承諾の撤回がなされた場合、事前に利用者に通知することなく当該利用者による本サービスの利用を停止し、又は利用者の地位を取り消すことができる」としているのが一般的。こうした規約は、利用者の不利益になるのか。電磁的な交付に同意できないのであれば、書面交付する別の事業者や銀行を利用すればよく、電磁的な交付以外を原則として認めない利用規約は利用者の不利益とまではいえないと考える。また、電磁的な交付に原則限定することで、低コストなサービスを楽しむという点で、利用者は利益を得ているわけであり、その利益がなくなるだけであって不利益とはいえないと考える。	<p>受取証書の交付は、利用者保護等に関する措置(資金決済に関する法律第 51 条)の一つとして、資金移動業者に課せられた義務(資金移動業者に関する内閣府令第 30 条)です。</p> <p>例えば、「当該承諾の撤回がなされた場合、事前に利用者に通知することなく当該利用者による本サービスの利用を停止し、又は利用者の地位を取り消すことができる」と利用規約にあらかじめ規定するといった現行の実務については、それを必ずしも否定するものではありませんが、その場合においても、例えば、利用登録時に、当該取扱いについて利用規約に記載されていることを利用者に周知するなどの対応を行うことが重要であり、その上で、事業者の提供するサービスの規模特性に応じて、利用者保護に欠けることとならないよう、個別に判断する必要があると考えます。</p> <p>ただし、利用者によっては、別の事業者や銀行を利用するなどの代替手段が必ずしも容易に利用できない場合も考えられるため、利用者保護の観点から、利用中に、利用者によるサービスの利用を停止、又は利用者の地位を取り消す際には、例えば、当該取扱いを行うことについて、利用者に確認するなどの対応を行うことが望ましいと考えます。</p>
●システム管理、システムリスク管理		
▼事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-3-1		

6	<p>「金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(令和元年6月)」が参考として示されているが、そもそも同資料は、「主として預金等受入金融機関や保険会社を対象」としており、「これ以外の金融サービスを提供する企業」にとっては「活用することを妨げるものではない」という程度の位置づけであるとされている(鍵括弧は同文書の文言)。</p> <p>銀行に求めている厳格かつ高度な IT ガバナンスやセキュリティ対応は、一般に資金移動業者や前払式支払手段発行者が充足することは困難であり、同等の対応を行えばイノベーションやアプリのユーザの使い勝手(UX/UI)を阻害しかねない。曖昧な位置付けの資料を意図・趣旨も不明確なまま事務ガイドラインに参考として記載することは適切ではなく、削除すべきである。削除できないのであれば、どの該当箇所の何を参考にすべきなのか、具体的に明らかにされたい。</p>	<p>ご意見のとおり、銀行等と資金移動業者等では、取り扱う業務が異なり、管理すべきシステムリスクも同一ではなく、システム管理で対象とすべきもの・管理強度も異なるものと考えます。</p> <p>ここで「参考」としたのは、システム管理(IT マネジメント)の上位概念と金融庁が考えている「IT ガバナンス」をご理解頂きたいからです。</p> <p>システム管理(IT マネジメント)と IT ガバナンスの関係を理解した上で、個々の業態のシステムリスクに応じて、個々にシステム管理を実施していくことが重要であると考えます。</p>
7	<p>システムリスク管理の着眼点として追記された箇所全部の削除を求める。</p> <p>システムリスク管理の着眼点に追記された箇所は、昨年発生した大手小売業者アプリでの不正利用事案を踏まえたものが多いように見受けられるが、当該事業者は、そもそもキャッシュレス推進協議会のガイドラインを遵守しておらず、それが不正利用の原因の一つとされる。また、セキュリティの専門家からは、初歩的なミスとの厳しい指摘もなされている(https://newspicks.com/news/4040154/)。</p> <p>一方、当該不正は、前払式支払手段発行者の登録を受け、業務開始した直後に発生したものであり、初歩的ミスあるいは官民で策定したキャッシュレス推進協議会のガイドラインの遵守状況すら確認せずに登録を認めた金融庁及び関東財務局の杜撰な審査にも問題があったと考える。登録手続において、キャッシュレス推進協議会のガイドラインなども含めて金融庁および関東財務局が確りと審査を行っていれば、本来防げた事態である。したがって、事務ガイドラインを改正してルールを強化すべき立法事実にあらず、論理的に改正を行う必要性・合理性がない。</p> <p>全部の削除ができないのであれば、少なくとも金融庁および関東財務局の責任の所在を明らかにし、監督態勢・能力の充実を図ることもセットで行うべきである(いくらルールを詳細化しても引き続き杜撰な審査が行われるようであれば意味がない)。ベンチャーやイノベーションの黎明期には問題が起きることは珍しくなく、人員や能力、経験の不足を当局による指導や監督によって補完し、監督当局も含めて社会全体としてベンチャーを支援することがあるべき姿で</p>	<p>登録審査及び監督は、資金決済に関する法律等及びこれに関連する事務ガイドライン(前払式支払手段発行者/資金移動業者)に基づき実施されるものであり、キャッシュレス推進協議会のガイドラインに基づいて実施されるものではありません。</p> <p>本改正は利用者保護の観点からシステムリスク管理の項目を追加したものです。なお、金融庁・関東財務局に関するご意見については、貴重なご意見として承ります。</p>

	あり、事故・事件のたびにルールを厳格化されてはイノベーションが阻害されることを懸念する。	
	▼システムリスク評価(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1-1(3)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-3-1-1(3))	
8	<p>(3)システムリスク評価」に追記された多様なシステム・サービスの利用に伴うリスクや取引急増への対応、システム連携を行う他社との想定取引件数の連携などは、「望ましい」との位置付けとされており、他の規定とは記載ぶりが異なっている。この箇所は、仮に対応しなくとも指導や業務改善命令の対象にはならないとの認識で良いか。</p> <p>環境変化を踏まえた認証方式の見直しやシステム設計・開発段階に関わる規程へのセキュリティに係る事項の明記(規程に書くこと自体は本来目的ではない)、想定リスクシナリオなども、必ずしも必須の対応を求める類のものではないことを踏まえれば、「望ましい」という表現に修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘の箇所の記載の「望ましい」は、ベスト・プラクティスとして期待される項目となります。</p> <p>一方、環境変化を踏まえた認証方式の見直し等、ご指摘の箇所については、各事務ガイドラインにおいて、「各着眼点に記述されている字義どおりの対応が業者においてなされていない場合であっても、当該業者の規模、業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」と記載しているとおり、一律に当該事項を各業者へ求めるものではないものの、業者の規模・特性に応じて、対応が求められるものとなります。</p>
	▼情報セキュリティ管理(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1-1(4)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-3-1-1(4))	
9	<p>「拠点(海外を含む。)の役割に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与」とありますが、アプリやインターネットベースで事業を展開している事業者には、通常、拠点という概念はありません。拠点とは何を指しているのでしょうか。物理的なビルなどのことでしょうか。「部署」の間違いではないでしょうか。</p>	<p>「拠点」とは、特定の場所又は区域を想定しています。例えば、国内と海外で拠点を跨いで人員が配置されているケースにおいて、拠点ごとにアクセス権限を分ける必要が考えられます。また、「部署」についてもその役割で必要な範囲にアクセス権を限定する必要も考えられます。そのため、「部署又は拠点(海外を含む。)」と修正します。</p>
	▼サイバーセキュリティ管理(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1-1(5)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-3-1-1(5))	
10	<p>多層防御の例として、本番システムのセキュア化、開発環境と本番環境のネットワークの分離、利用目的に応じたネットワークのセグメント化、などが追記されていますが、かなり初歩的な対応であり、多層防御の概念・用語自体の説明に近いと感じました。どのような意図で追記されたのでしょうか。書くとするれば、多層防御として求められるセキュア化のレベル感やセグメント化の粒度についての最低水準や期待水準を記載いただいた方がシステム要件定義しやすいのではないのでしょうか。</p>	<p>前払式支払手段発行者及び資金移動業者においても今後さまざまな業者が参入されることが考えられることから、今回追記した基本的な対応においても漏れることのないよう、追記しています。</p> <p>多層防御として求められるセキュア化のレベル感やセグメント化の粒度についての最低水準や期待水準については、業者の規模、業務におけるコンピュータシステムの占める役割など</p>

		の特性に応じて異なるため、一律に定めることは困難であると 考えます。
11	「(5)サイバーセキュリティ管理」に、認証方式の見直しに係る記述が追記されたが、事件・事故が発生した事業者と同一の取引に対して同一の認証方式であったとしても、「当該前払式支払手段発行者の規模、特性等からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば」、必ずしも見直しを行わなくても良いか。認証方式の変更は、多額のコストが発生するほか、UX/UIにも影響する。認証方式は利用者利便とのバランスで考えるべき問題であり、他社で事件・事故が発生したからといって、そのたびに認証方式を強化しては、利用者利便が損なわれ、イノベーションが阻害されるおそれがある。	各ガイドラインにおいて、「各着眼点に記述されている字義どおりの対応が業者においてなされていない場合であっても、当該業者の規模、業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」と記載しているとおりに、必ず見直しを行うことまでを求めるものではありませんが、他社で事件・事故が発生した際には、認証方式を見直すべきかどうかについて検討がなされることを期待します。
12	「(5)サイバーセキュリティ管理」に、「同一のパスワードの設定を不可とすること等の事項に留意する」と追記されたが、パスワードの数が増えるほど、ユーザが単純なパスワードを設定する傾向が強まることが調査で明らかになっており(例えば、公表情報によれば、2019年に最も多く使われたパスワードは、123456である https://news.yahoo.co.jp/byline/fuwarai/20191223-00155995/)、この規定はむしろセキュリティレベルを低下させかねず、削除すべきである。	当該項目は、あくまでリスクに見合った適切な認証方式の導入を求めており、当該追加箇所は、例示として挙げているものに対する補足として、複数のパスワードを利用する場合には同一のパスワードの設定を不可とすることを求めているものです。リスト型攻撃等でパスワードが破られた場合、複数のパスワードに対し、利用者が同一のパスワードを設定していることで被害が拡大することが想定されます。
13	「(5)サイバーセキュリティ管理」に、「取引時の利用者への通知」が追記されたが、あくまで例であり、必須ではないとの理解でよいか。ユーザのメールアドレスや携帯電話番号(SMS)が不明な場合もあり、対応が難しいため。	ご理解のとおりです。もっとも、他の対策含め、全体として十分な不正防止策を講じていることが求められます。
▼システム企画・開発・運用管理(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1-1(6)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-3-1-1(6))		
14	「(6)システム企画・開発・運用管理」の4・5にシステム設計／開発段階に関わる規程に含める点が明記されたが、そもそもベンチャー企業では設計／開発に係る詳細な規程が定められていない場合がある。また、追記された内容はウォーターフォール開発を前提としていると思われ、アジャイル開発には馴染まない個所もある。形式的にガイドラインの文言を規程に定めること自体は可能だが、あまり意味がないと考えられ、たとえ規程に定めていなくても、利用	開発方式に限らず、セキュリティ要件や品質管理に関わる方針等を定めることは必要であると考えます。社内外問わず、開発者でない第三者がどのようなセキュリティ要件や品質管理に関わる方針に沿ってシステムの開発やテストが行われているかを確認する上では、前述の方針等が必要であると考えます。

	<p>者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、指導や処分の対象にならないとの認識で良いか。</p>	<p>一方、各ガイドラインにおいて、「各着眼点に記述されている字義どおりの対応が業者においてなされていない場合であっても、当該業者の規模、業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」と記載していることから、必ずしも一律に当該事項を各業者へ求めるものではありません。</p>
<p>▼外部委託管理(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1-1(8)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-3-1-1(8))</p>		
15	<p>「(8)外部委託管理」にクラウドサービスを利用する場合、「重要なデータを処理・保存する拠点の把握」「監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映」が求められているが、クラウド事業者(特に外資系大手クラウド事業者)は、セキュリティ上の理由から、通常、重要なデータを処理・保存する拠点の開示や、監査権限・モニタリング権限の契約書への反映に応じておらず、実施困難であり、削除していただきたい。事務ガイドラインに記載されれば、無理だと判っていないながら、検査に備えて、一度交渉したというアリバイ作りを求められることになりかねない。削除できないのであれば、事務ガイドライン全体、少なくとも本箇所は、クラウド事業者の本国法務部門でも確認できるよう英訳版も公表すべきである。</p>	<p>当該追加箇所は、「例えば、以下のような点を実施しているか。」と記載のとおり、あくまで例示として記載しています。</p> <p>なお、各ガイドラインにおいて、「各着眼点に記述されている字義どおりの対応が業者においてなされていない場合であっても、当該業者の規模、業務におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」と記載していることから、利用するクラウドサービスの事情等に応じ、対応の必要性について判断することとなります。</p>
<p>▼コンティンジェンシープラン(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1-1(9)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅰ-2-3-1-1(9))</p>		
16	<p>「(9)コンティンジェンシープラン」に、「システムに係る業務を外部委託している場合は、重要な外部委託先も含めた緊急時体制(サービスの提供元やシステムの連携先との連絡体制を含む。)が構築」が追記されたが、システム障害などの非常時には、海外クラウド事業者本社とのやり取りとなることも想定され、時差影響や電子メールでの連絡となる可能性がある。そのような場合は、どのように考えれば良いか。対応・復旧に相応の時間がかかることをプランニング上前提とすることも許容されるとの認識で良いか。</p>	<p>重要な外部委託先の連絡先が海外であるなどのケースでは、やり取りに時間を要することが想定されますが、海外であることのみを理由として相応の時間がかかることが許容されるということではなく、利用者保護の観点からみて、合理的な時間かどうかを考え、許容可能な範囲に収まっていることが必要と考えます。</p>
<p>▼システムの更新・統合時等の対応(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅱ-3-1-2(3))</p>		
17	<p>「システムの更新・統合時等の対応」は、前払式支払手段発行者について記載がない。したがって、対応義務はなく、少なくとも当該規程を根拠とした業務改善命令の対象にはならないとの認識でよい。対応義務があるのであれば、見落とさないよう事務ガイドラインに明記してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)についても「システムの更新・統合時の対応」を追記します。</p>

● 検査・監督事務に係る基本的考え方	
▼ 事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅲ-1-1、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-1-1	
18	<p>「検査・監督事務に係る基本的考え方」に記載された内容は、理念として趣旨は理解できるものではありませんが、資金移動業者・前払式支払手段発行者には既に自主規制機関が存在します。そのため、従来は、監督当局から、検査・監督を日常的に受け、ご指導いただくということではなく、苦情や社会的なトラブル等が発生した場合に限って検査・監督を通じた指導が行われてきたと理解しています。自主的な取組を促す趣旨なのであれば、監督当局ではなく、これまで通り、苦情や社会的なトラブルが発生した事後的局面に限定し、まず自主規制機関による自浄能力の発揮を期待する趣旨の記載とすべきではないでしょうか。本考え方全体を書き改めて頂くよう希望します。</p>
19	<p>「検査・監督事務に係る基本的考え方」にビジネスモデルを把握するとありますが、事業の初期・黎明期においては、マネタイズの方法は決まっておらず、まずはシェアを確保し、その後に初めてマネタイズの方法を考えるということがキャッシュレスサービスでは一般的に行われております。そのため、初期・黎明期に、ビジネスモデルについて質問されても、具体的な構想や時期・計画は経営者の中でも定まっておらず、徒に監督当局に不安や懸念を与え、指導・介入を受けることになりかねないと考えます。仮にビジネスモデルを把握した結果として、ビジネスが回る仕組みとなっていなくても、資金移動業者では全額、前払式支払手段発行者でも少なくともチャージ額の半分は保全されているわけですから、利用者保護上の問題はなく、当面数年程度はサービスを継続できる資力があれば、その間、何らの指導の対象とならないことを明記していただきたい。</p>
20	<p>「検査・監督事務に係る基本的考え方」にビジネスモデルを把握するとあるが、削除していただきたい。そもそも資金移動サービスや電子マネー事業単体で収支を確保することは難しくなっており、他の事業の収益によって赤字を埋めて採算を確保するというのが最近の流れ。ビジネスモデル上、収支依存関係から他の一般事業が金融サービスと切り離せない関係になっている以上、ビジネスモデルを把握するとは、事実上、金融庁の登録・検査監督対象でもない事</p>

資金移動業者・前払式支払手段発行者に対する検査・監督は、他の金融機関等と同様、効率的かつ実効性のある監督を行う観点から、自主規制機関との密接な連携は図りつつも、日常的・継続的に情報収集・分析や実態把握を行い、監督上の措置を講じる等してきたものであり、苦情や社会的なトラブル等が発生した事後局面に限定して検査・監督を行ってきたものではありません。

ご指摘の箇所の記載は、資金移動業者・前払式支払手段発行者に対し、引き続きこのような基本的考え方に基づき検査・監督を行うことを記載したものであり、他の金融機関等に対する各監督指針やガイドライン等においても同様に記載されているものです。

「検査・監督事務に係る基本的考え方」については、平成 30 年6月に公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に基づき、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングを含めた検査・監督事務の全体像について事務ガイドライン上で明確化したものであり、今回新たな考え方を記載したものではありません。

前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督事務を行うに当たっては、「各業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。」としており、この背景には、「資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに

	<p>業についても把握されることを意味し、(資金移動サービスや電子マネー事業に対する指導という建付けで)他の事業についても実質的に指導されることになりかねないと危惧する。事業者からみて、金融サービス事業は、あくまでも本業の付随的・付帯的なサービスでしかなく、本業がどの省庁にも監督されずに自由に行えるにもかかわらず、付随サービスがたまたま登録業種だからといって、事業全体が金融庁に把握・確認されるのは違和感がある。</p> <p>そもそもそのような金融サービス以外の事業が混在するビジネスモデル全体を、金融監督当局が理解できる態勢・能力があるのかにも疑問を覚える。現行法でも、他に行っている事業は届け出義務があるが、基本的に公序良俗に反する事業を行っていないかを確認するにとどまる趣旨であると理解しており、それ以上の把握やヒアリングは行われていない。それを超えて、他の事業も含めた全体のビジネスモデルを把握することを意味するのであれば、大きな方針転換であり、法の趣旨を超える監督運用ではないか。削除できないのであれば、少なくとも、他の事業については、直接・間接にも、検査・監督はもちろん何らかの指導の対象にはならないということを明記していただきたい。</p>	<p>に、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある(法第1条参照)。」という検査・監督の目的があります。</p> <p>かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、前払式支払手段発行者・資金移動業者に対し、個々の前払式支払手段発行者・資金移動業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要です。</p> <p>こうした考え方を踏まえると、ご意見の「ビジネスが回る仕組みとなっていない」ことは、利用者等保護の観点から懸念があると考えます。加えて、利用者の責任財産が保全されているか否かにかかわらず、資金決済システムの安全性、効率性及び利便性が確保されているか(コンプライアンス・リスク管理やシステムリスク管理の態勢等を含む)といった観点からの監督は必要であり、当面数年程度はサービスを継続できる資力があればその間何らの指導の対象とならないとするは適当ではありません。</p> <p>また、ご意見にあるような、「収支依存関係から他の一般事業が金融サービスと切り離せない関係になっている」場合ははじめ、他の一般事業が金融サービスに影響を及ぼすと思われる場合については、資金決済に関する法律の運用に必要な範囲内において、他の一般事業についても、把握する必要があると考えます。</p>
	<p>▼前払式支払手段発行者との十分な意思疎通の確保(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅲ-1-1(1)) 資金移動業者との十分な意思疎通の確保(事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-1-1(1))</p>	
21	<p>「(1)資金移動業者／前払式支払手段発行者との十分な意思疎通の確保」として、日頃から十分な意思疎通を図る、積極的に情報収集する、日常的なコミュニケーションを行うとありますが、資金移動業者・前払式支払手段発行者は、登録業者に過ぎません。銀行など免許制度</p>	<p>ご指摘の箇所の記載は、他の登録業者である貸金業者や暗号資産交換業者においても同様に記載されているものです。</p>

	<p>の金融機関のような記載ですが、ここまで必要なのでしょうか？また、事業者からみて、金融サービス事業は、あくまでも本業の付随的・付帯的なサービスでしかなく、本業がどの省庁にも監督されずに自由に行えるにもかかわらず、付随サービスについてことさら、このような監督を受けるとするのは正直違和感があります。</p> <p>日常的にコミュニケーションした結果、何か気付いたら、指導とまではいかなくとも口を出したくなるのが当局としての世の常ではないでしょうか。Open API の対応をみていると、銀行は細かなシステムトラブルや金融庁の関心の高い事項についても自主的にその都度細かく金融庁様に報告し、指導を受けているようですが、資金移動業者や前払式支払手段発行者は規模も小さく、金融サービスは本業ではないため、検査・監督に対応する部署もないのが実情です。社会問題や多数のユーザとのトラブルとなるような苦情が発生しない限り、事業者側から何か報告や能動的にコミュニケーションをする必要はなく、あくまで監督当局から照会や質問があればその都度対応することで良いことを確認させてください。</p>	<p>登録業者のビジネスにおいて、前払式支払手段の発行の業務や資金移動業が付随業務であっても、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、利用者等を保護するためには、前払式支払手段発行者や資金移動業者との十分な意思疎通の確保が必要であると考えています。</p> <p>また、前払式支払手段の発行の業務や資金移動業のビジネスにおける位置づけ(本業か付随的・付帯的サービスか否か)にかかわらず、前払式支払手段の発行の業務や資金移動業に当たる事業を行う以上は、当該事業につき検査・監督の必要があります。</p> <p>ご意見を踏まえ、事業者の負担を一方的に増大させることのないよう、当局側としても注意してまいります。</p> <p>なお、システムトラブルについては、各ガイドラインにおいて、「コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識した場合」には、報告が必要とされており、「社会問題や多数のユーザとのトラブルとなるような苦情が発生」する場合のみではありません。</p>
	<p>▼前払式支払手段発行者の自主的な努力の尊重、効率的・効果的な検査・監督事務の確保(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅲ-1-1(2)、(3)) 資金移動業者の自主的な努力の尊重、効率的・効果的な検査・監督事務の確保(事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-1-1(2)、(3))</p>	
22	<p>「資金移動業者／前払式支払手段発行者の自主的な努力の尊重」「効率的・効果的な検査・監督事務の確保」は、極めて重要な記載であり、本庁のみならず、財務局の実務担当者の隔々に至るまで十分徹底をお願いしたい。また、これに沿った運営を「点検」とするのとあるが、その結果は毎年公表し、意見募集するとともに、意見募集結果を金融モニタリング有識者会議での毎年のモニタリングの対象とすべきである。</p>	<p>貴重なご意見として賜ります。</p> <p>なお、現状では、「金融行政の再点検」を実施しており、例えば、「必要性の低下した調査・公表資料等の廃止等」の具体的な取組みについて、毎年公表しています。</p>
<p>●一般的な監督事務</p>		
<p>▼対話(事務ガイドライン(前払式支払手段発行者)Ⅲ-1-2(3)、事務ガイドライン(資金移動業者)Ⅱ-1-2(3))</p>		
23	<p>「(3)対話」の実施について。「資金移動業者／前払式支払手段発行者が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ」とあり、これは本当にその通りだが、金融当局と事業者には、検査・監督をする側と受ける側という決定的な立場の違いがあり、決して対等な関係にはなり</p>	<p>貴重なご意見として賜ります。</p> <p>各事務ガイドラインでは、「対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、前払式支払手</p>

	<p>えない。そのような関係の下で、事業者が反論や自らの主張を展開することは容易なことではない。当局が指導する時には、それなりの調査や内部での幹部との相談もした上で確信・自信をもって発言しているはずであり(またそうあるべきであり)、事業者が反論や主張を展開しても覆すことは難しく、事業者は反論すれば心証を悪化させるだけというリスクも感じている。したがって、当局側がどれだけ配慮したつもりでも、「異論があれば自らの立場を主張してくるはず(=言っていないということは納得しているはずだ)」との前提を置くことは根本的な誤りであり、基本的に事業者は反論をしたくてもできないと思って検査・監督にあたっていただきたい。その旨、事務ガイドラインにも明記していただきたい。また、そのような前提の下、社名はともかく提出者は匿名の反論を提出する第三者仲裁機関(金融 ADR のような仕組み)を整備していただきたい。</p>	<p>段発行者が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、前払式支払手段発行者側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。」と記載したとおり、当局側としても、前払式支払手段発行者・資金移動業者が安心して自らの立場の主張をできるよう努めてまいります。</p> <p>なお、金融庁では、外部の皆様からの率直な意見・提言や批判等を取り込んでいくため守秘義務が課されている中立的な第三者が意見等をお聴きする「金融行政モニター受付窓口」を設置しております。</p>
24	<p>「当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各業者の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各業者の戦略、方針について深い理解を持った上で」とあるが、何でもヒアリングしてくるのではなく、公表資料や書籍・雑誌などを通じた自己研鑽に努め、それでも不足する点やそうした理解に基づいてヒアリングすることを徹底していただきたい。検査・監督の担当者はローテーションのスピードが速く、転職組も多い。また、ビジネスのプロではない以上、所管法令の知識はともかく(それでも趣旨や立法経緯、過去のパブコメ結果などについて知識が不足するケースもある)、経営環境や業界トレンドなど、生き物であるビジネスについては、知識が不足しがち。監督・検査権限がある当局に素朴に聞かれれば、事業者は説明せざるをえず、大きな負担になることを危惧する。金融庁として体系的・組織的な調査・分析を行う態勢を整備し、継続的な知見の底上げを図る仕組みが不可欠である。そのため、例えば、金融庁の業界分析レポートを定期的に作成したり(必要に応じて公表)、有識者を呼んで勉強会を行う、自分で調べてわかることはヒアリングすることを禁止する庁内ルールを作るなど、対話の質について自己規律付け・底上げを図る具体的な仕組みを導入していただきたい。それがビジネスモデルを理解するということであり、そうしてはじめて、共通の理解の下で深度ある対話ができるのではないか。また、そうした取り組み状況についても、金融モニタリング有識者会議での毎年のモニタリングの対象とし、透明化すべきである。そうした取組みを明記することなしに、「対話」なるものを行うことは、事業者の負担を一方的に増大させるだけであり、原案に反対である。</p>	<p>貴重なご意見として賜ります。</p> <p>各事務ガイドラインでは、「対話に当たっては、それまで、当局が各業者と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。」と記載したとおり、当局側としても、対話を行うにあたっては、事業者の負担を一方的に増大させることのないよう、注意してまいります。</p>

25	<p>当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、前払式支払手段発行者が安心して自らの立場の主張をできるよう努め」とある。これまでのパブリックコメントでは、誤記などを除き、金融庁が一度提示した案を修正することはほとんどなかった。意見を提出しても、趣旨の確認や明確化を求める意見以外は「貴重なご意見として賜ります」と回答されることがほとんどである。今回のパブリックコメントでは建設的な提案も含めて「自らの立場の主張」をしたつもりであり、「当局側の思い込み、仮説の押し付け」のないよう、誠実に回答いただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、各ご意見に対しては、事実関係や留意点をお示しするなど、必要な説明を記載し、回答をするとともに、必要に応じ、案文の修正も行っております。</p>
----	---	---